

防人衛（事）第153号
令和5年4月10日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

事務次官
(公印省略)

衛生機能の強化に関する検討委員会設置要綱について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので通達する。

なお、衛生機能の強化に関する検討委員会設置要綱について（防人衛（事）第84号。31.3.26）は、廃止する。

添付資料：別紙

衛生機能の強化に関する検討委員会設置要綱

(設置)

第1 国家防衛戦略（令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）及び防衛力整備計画（令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）の策定等を踏まえ、衛生機能の強化について総合的な施策の検討及び実施を図るため、衛生機能の強化に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成等)

第2 委員会の構成は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 委員長：防衛大臣の指名する防衛大臣政務官
 - (2) 副委員長：委員長の指名する防衛大臣政策参与
 - (3) 委員：事務次官、大臣官房長、防衛政策局長、整備計画局長、人事教育局長、地方協力局長、大臣官房衛生監、防衛医科大学校長、統合幕僚長、統合幕僚監部総括官、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長及び自衛隊中央病院長
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。
- 3 委員会は、必要に応じ、有識者の意見を聴取する。

(運営)

第3 委員長は、委員会の事務を掌理し、委員会を開催する。

- 2 副委員長は、委員長を助け、委員長が委員会に出席できない場合には、その職務を代行する。

(開催)

第4 委員会は、原則として年2回開催するものとする。

(検討グループの設置及び構成)

第5 委員会の下に、委員会を補佐するため、検討グループを置く。

- 2 検討グループ長は、大臣官房衛生監をもって充てる。
- 3 検討グループの構成は、検討グループ長が定める。

(検討グループの運営)

第6 検討グループ長は、必要があると認めるときは、関係部局等に対し、関係職員の出席を求め、又は資料の提出その他作業の実施に必要な協力を求めることができる。

2 関係部局等は、前項の求めがあった場合には、これに協力するものとする。

(庶務)

第7 委員会及び検討グループに関する庶務は、人事教育局衛生官において処理する。

(委任規定)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が、検討グループの運営に関し必要な事項は検討グループ長がそれぞれ定める。